

令和6年度

事業計画書

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月31日

公益財団法人 千葉県民生委員児童委員協議会

令和6年度事業計画

I 活動方針

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症への対策を講じながら、地域福祉活動や住民同士の交流が再開された1年となりました。また、令和6年元旦には能登半島地震が発生し、現在も街の復旧・復興、被災された方々の生活再建が急がれているところです。

この約3年に渡る自粛期間や災害後の復旧・復興期には、住民同士のつながりや地域福祉のあり方、そして民生委員・児童委員の役割を再認識する機会にもなります。これからの地域づくりや住民と関わりを考えていく中では、自分たちが暮らす地域の特性に目を向け、そこに暮らす一人ひとりの住民の多様性と寄り添いながら、活動に取り組んでいく必要があります。

令和6年1月、千葉県では「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を施行しました。この条例前文には、「私たちの社会は、年齢、性別、障害の有無、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いがある人々で構成されている。全ての人々が、多様性を尊重することの重要性を理解し、互いに認め合い、連携し、協力することが、相互作用と相乗効果を生み出し、社会の活力及び創造性の向上につながるという認識の下に、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いがある個人として尊重され、誰もが参加し、その人らしく活躍することができる社会をつくっていく必要がある」とあります。

制度創設から約100年、民生委員・児童委員は、住民一人ひとりの生活環境や生活実態、その信条などに寄り添いながら、個別の相談・自立支援活動に努めてきました。地域、そして住民とともに歩む民生委員・児童委員の取り組みは、まさに多様性を尊重し地域共生社会を目指した実践的な取り組みです。

地域社会における諸課題が山積している中、また令和9年度に迎える千葉県民生委員制度創設100周年を前に、あらためて自らの役割や立ち位置を再認識していく必要があります。

令和6年度は、こうした点を踏まえて3つの重点施策を進めていきます。

まず、「民生委員・児童委員の資質向上のための研修・指導事業」を実施します。委託研修事業については、千葉県及び中核市と協議をしながら、令和5年度に引き続き、ワークシートの作成や事前動画視聴などを通して、より実践的な研修会を実施していきます。また、本会の独自研修事業としては、副会長や中堅層

を対象とした「リーダー研修会」を新設し、将来の民児協運営の舵取りに求められる資質向上を目的とした研修会を開催します。

次に、「公益財団法人としての事業運営体制の整備」を進めていきます。令和7年度の一斉改選、令和8年度の関東ブロック研究協議会の開催、令和9年度の千葉県民生委員制度創設100周年に向けて、事業運営の検討及び体制整備を進めます。

その他、市町村及び地区民児協への「情報の収集・提供」についても、引き続きHPでの情報発信をはじめ、定例会等で活用できる動画の作成、市町村民児協事務局運営マニュアルの作成などを通して、民児協の運営支援を進めていきます。

II 重点施策

- 1 民生委員・児童委員の資質向上のための研修・指導事業の実施
- 2 公益財団法人としての事業運営体制の整備
- 3 情報の収集・提供の推進

III 事業計画

活動方針及び重点施策に沿って、次のとおり会務並びに業務を積極的に展開する。

1 公益目的事業【研修の部】

民生（児童）委員資質向上業務受託研修：千葉県 等

(1) 単位民児協会長研修会

ア 目的 単位民児協活動をリードする立場の会長に対して、民児協運営に必要な知識・技術の習熟や、会長同士の情報交換等を通して、指導力を高めることを目標とした研修を行う。

イ 時期 令和6年11月・12月（約110名×3回）

ウ 場 所 千葉市民会館・小ホール
エ 対 象 単位民児協会長 331名

(2) 中堅民生委員児童委員研修会

ア 目 的 地区民児協活動・地域福祉活動の中心的な役割を担う中堅委員を対象に、具体的かつ実践的な知識・技術の習得を目的に開催する。令和5年度又は6年度のいずれかで受講。

イ 時 期 令和6年9・10月（5回）

ウ 場 所 県内5会場

エ 対 象 2期目以上の民生委員・児童委員、主任児童委員
（令和5年度に不参加の対象者も含む）

(3) 新任民生委員児童委員研修会

ア 目 的 新たに委嘱された民生委員・児童委員、主任児童委員を対象に、相談・自立支援活動を行う上で必要な基本的な知識・技術の習得を目的に研修を行う。

イ 時 期 令和6年4・8・12月（3回）

ウ 場 所 千葉県社会福祉センター2階・研修室

エ 対 象 新たに委嘱された民生委員・児童委員、主任児童委員等

(4) 事例検討研修会

ア 目 的 2期目以上の中堅委員を主対象に、グループワークでの事例検討や情報交換を通して、より実践的な知識・技術の習得を目的に研修を行う。

イ 時 期 令和6年10・11月頃（7回）

ウ 場 所 県内4会場

エ 対 象 中堅民生委員・児童委員を主対象に、単位民児協あたり2名程度

(5) 主任児童委員研修会

ア 目 的 地域における児童福祉の中核的役割を担う主任児童委員に対して、時宜を得た講演や事例発表を通して、児童福祉及びそれらの課題に関する見識を深めることを目的に研修を行う。

イ 時 期 令和7年1月頃（1回）

ウ 場 所 千葉市内

エ 対 象 主任児童委員

自主研修事業

(6) 相談技法研修会

- ア 目的 地域福祉の担い手として住民から様々な相談に応じている民生委員・児童委員の相談技術の向上、対人援助の基本的な知識・技術・態度、メンタルヘルス等についての習得を目指す。
- イ 時期 令和7年2・3月（3回）
- ウ 場所 千葉市内
- エ 対象 単位民児協あたり1名

(7) リーダー研修会（新規）

- ア 目的 今後の民児協運営の舵取りを担うリーダー層（副会長や3・4期目以上）を対象に、講義及び情報交換を通して、定例会の実施方法や民児協内のフォローアップ体制をはじめ、個人情報の取り扱い、地域・関係機関との連携方法等について学ぶ。
- イ 時期 令和7年2・3月（3回）
- ウ 場所 千葉市内
- エ 対象 単位民児協あたり1名

研修派遣

(8) 全国民生委員児童委員連合会主催研修事業

全民児連が主催する下記研修事業等への参加促進に関する支援を行う。

- | | |
|----------------------------|------------|
| ○全国児童委員・主任児童委員活動研修会 | 参加枠： 3名程度 |
| ○民生委員・児童委員リーダー研修会 | 参加枠： 3名程度 |
| ○全国民生委員指導者研修会（民生委員大学） | 参加枠： 2名程度 |
| ○都道府県・指定都市民生委員児童委員協議会事務局会議 | 参加枠： 1名程度 |
| ○関東ブロック民生委員・児童委員活動研究協議会 | 参加枠： 10名程度 |
| ○全国民生委員児童委員大会 | 参加枠： 30名程度 |

2 公益目的事業【指導の部】

育成指導

(1) 指定民児協助成事業の推進

ア 目的 市町村及び単位民児協活動の促進を図るため、全社協及び県民児協から活動助成金を交付し、更なる活動のレベルアップ及び新規事業への取り組みを促すことを目的に事業を展開する。

イ 事業 県民児協指定民児協
(新規) 2地区募集(令和6年3月中旬に選定)
※上新規2民児協には、応募事業に関する研修会を実施。
(本会はコーディネート)

(2) 主任児童委員連絡会の開催

ア 目的 主任児童委員活動やその役割、地域への理解促進を図るための方策等について意見交換を行う。また、必要に応じて、近年増加している子どもに関する諸課題への検討を行う。

イ 時期 年2回程度
ウ 場所 千葉県社会福祉センター

情報提供

(3) PR／ホームページ関連事業の推進

ア 目的 ホームページは、週2回(火・金)の更新を継続し、その他更新作業も適宜実施する。市町村民児協事務局には、「各種案内・運営サポート」(パスワード付き)を通して情報提供を行う。PR事業は、リーフレットデータの提供等を通して、民生委員制度、活動の周知を図る。

(4) ちば民児協だよりの発行

ア 目的 民生委員・児童委員並びに関係機関に対し、広報誌「ちば民児協だよりの」を編集委員会の協議を通して発行する。また、編集委員会は年4回程度開催予定。

イ 時期 年2回発行予定

(5) アーカイブス事業

- ア 目的 本会に残る民生委員に関する歴史的資料（永久保存文書含む）等について、将来への保存・伝達することを目的に、紙記録のデータ化を行う。なお、公表できる資料は、HPへの掲載も検討する。
- イ 時期 通年

(6) 民生委員・児童委員 活動支援動画の作成

- ア 目的 民生委員・児童委員及び地区民児協で活用できる動画を作成する。
- イ 時期 令和6年度内

(7) 「市町村民児協事務局運営の手引き」の作成

- ア 目的 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりを目指し、「民児協事務局運営の手引き」作成について検討を行う。

3 法人管理運営事業

(1) 理事会・評議員会等の開催

ア 理事会

- 5月 事業報告・収支決算の承認等
3月 事業計画・収支予算の承認等

イ 評議員会

- 5月 事業報告・収支決算の承認等
3月 事業計画・収支予算の承認等

ウ 監査会

- 4月 令和5年度における業務執行状況及び会計監査

エ 正副会長会議

- 年9回程度。会務及び業務の執行管理、理事会・評議員会に上程する議案調整及び課題等に対する処理方針等

(2) 県民児協慶弔事業の運営

- ア 目的 叙勲・褒章受章者への記念品並びに物故者に対する弔慰金の贈呈を行う。
- イ 時期 通年

(3) 全国民生委員互助事業の推進

- ア 目的 全社協が主体となって実施する民生委員・児童委員の互助共励事業を通して物故者に弔慰金を、疾病及び被災者に見舞金を、また退任者に対しては慰労金の給付を、間接的に行う。
- イ 時期 通年

(4) 事業運営委員会の開催

今後実施予定の下記事業等をはじめ、本会の各種事業の運営方法や会費のあり方等について検討を行う。(必要に応じて開催)

(令和7年度)「第21回千葉県民生委員児童委員大会」の開催

(令和8年度)「関東ブロック研究協議会 in 千葉」の開催

(令和9年度)千葉県民生委員制度創設100周年

※昭和2(1917)年、県内16市町村に方面委員が設置された。

<参 考>

◇関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会(静岡県)

日 程 令和6年7月18日(木)・19日(金)

会 場 静岡県沼津市「ふじのくに千本松フォーラム『プラサヴェルデ』」

◇第92回全国民生委員児童委員大会(宮崎県)

日 程 令和6年11月20日(水)・21日(木)

会 場 宮崎県・宮崎市「シーガイアコンベンションセンター」他